



LIXIL不動産ショップ

Owners オーナーズ

大家さん・地主さんのための情報誌

6

2022
June

特集 オーナーが知りたいことは? 事故防止のためにすべきことは?

「屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」のポイント

- ◆ここまで差がつく生きた税務を考える ◆弁護士大家 加藤幸英の法律相談
- ◆あの街この部屋 桂 宮治さん ◆「外観リフォーム」で印象アップ! ◆ありがとう大家さん ◆満室御礼

[世界の街角

集合住宅のある風景]

●フランス リクヴィール

ドイツ国境に近い、アルザス・ワイン街道沿いの小さな村。二重の城壁を抜けるとそこは中世の街! カラフルな木組みの家、醸造所、美術館など見所多彩。初夏は葡萄畠の緑も美しい。

表紙撮影 Marco Arduino /アプロ

●オーナーが知つておきたいことは？ 事故防止のためにすべきことは？

「屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」のポイント

八王子のアパート外階段崩落事故から約1年。国は再発防止に向けて「ガイドライン」を策定し、屋外階段の適切な維持管理の基準を提示。そのポイントとオーナーへの影響について一級建築士の宮坂氏に伺う。

株式会社 環境建築設計 代表取締役／一級建築士 宮坂正寛

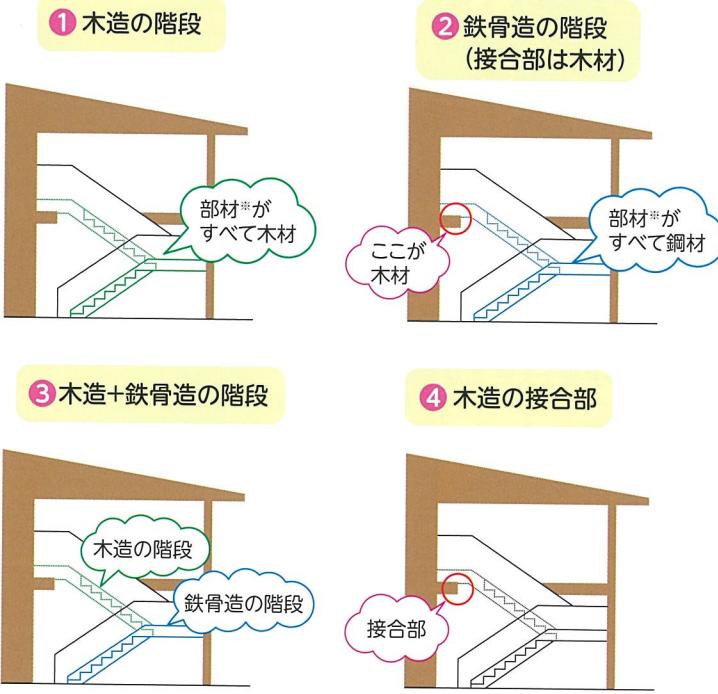
二度と階段崩落事故を起こさないために

昨年、八王子市で発生した木造アパートの屋外階段崩落事故は、入居者が亡くなるという痛ましい結果となり、社会に大きな衝撃を与えるました。

その後、問題の階段には防腐処理が施されていなかつたこと、また、階段と踊り場の接合部材が腐食していたことなどが明らかになり、適切な防腐処理の重要性が再認識されました。実はこれまで、防腐処理の内容や方法、劣化を防ぐための維持管理の基準などについて、目安となるものはありませんでした。

そこで国は二度と同様の事故を起こさ

図1. ガイドラインの対象となる「木造アパートの屋外階段」



*部材とは、段板、側板、蹴込み板、踊り場など。

出典：国土交通省「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」より。

表1. 設計・施工段階の「防腐措置」— 基本的な考え方

項目	考え方のポイント
階段の設置環境	温度、湿度、風通し、日照などをチェック
部材の防腐・防錆措置	以下の措置を施す • 雨がかりの低減 • 防水処理 特に重要な点！ • 水分の滞留防止 • 耐久性の確保
点検への配慮	適切な点検が行える構造にする
「支持」方法	階段の重み、人や物の荷重に耐えられること

日常の管理が大切！

建物の安全を保つための心得

- 事故は突然起きる！ 点検を怠るべからず！
- 「雨水」は大敵！ 水はけを良くしよう！
- 建物のかかりつけ医を持とう！



対象となる階段の種類

「ガイドライン」の対象は、2階建てから5階建て程度の木造アパートに設置された屋外階段です。階段は、段板、側板、蹴込み板、踊り場などで構成されています（以下、まとめて「部材」といいます）。部材は①木材のみ、②鋼材のみ、③木材と鋼材、④接合部にも木材が使用されている階段の4種類が対象となっています（図1）。ちなみに、事故が起きた階段は③でした。

腐食、腐朽、錆びつきなどによる事故を防ぐ

「ガイドライン」の目的は、木造アパートに設置された屋外階段の劣化（腐食、腐朽、錆びつき、虫食いなど）による崩落事故を防ぐことです。

劣化の最大の要因は「雨水」です。屋外階段は構造的に雨にさらされる部分（雨がかり）が多いため、部材の腐朽、腐食などが起きやすくなります。アパートを建てる際は、雨がかりを極力生じさせない構造にすること、また、雨水や結露をいつまでも滞留させないことが重



みやさか・まさひろ 一級建築士。早稲田大学理工学部建築学科卒業。1978年、(株)環境建築設計設立。「環境と人との接点を意識し心を配ること」を基本に、土地活用計画、分譲・賃貸マンションの企画・設計・施工管理、賃貸マンションの監理、建て替え、大規模修繕、コンサルティングなどを手掛け、43年間で300棟を竣工。近著に「変形地の価値を高めるマンションづくり」(幻冬舎)がある。

「ガイドライン」では、次の2点について、
基本的な考え方を示しています。

① **設計・施工における「防腐措置」**
屋外階段の設計者、施工者は、表1に示した各項目について、有効な防腐対策などを検討することとしています。

② **使用段階の「維持管理」**
いかに設計・施工段階で適切な防腐措置が行われたとしても、その効果は経年劣化により低下していきます。
そこで重要なのが、オーナー様による劣化の「早期発見」と、専門家による「早期治療」です。「ガイドライン」ではこの2点を非常に重視しています。

では、「早期発見」「早期治療」を実現するためには何を、どのように行えばよいのでしょうか?

点検の時期と内容

「ガイドライン」では、次の2点について、
基本的な考え方を示しています。

① **設計・施工における「防腐措置」**
屋外階段の設計者、施工者は、表1に示した各項目について、有効な防腐対策などを検討することとしています。

② **使用段階の「維持管理」**
いかに設計・施工段階で適切な防腐措置が行われたとしても、その効果は経年劣化により低下していきます。

- **専門家の点検**
専門家による定期点検は、初期不良を発見するために「竣工から1年以内」、その後はおおむね「3年ごと」に行うのが望ましいとしています。
- **日常的な点検**
日常的な点検は、「清掃などの日常業務にあわせて行なうことが望ましい」としていきます。1カ月に1回など、管理会社が巡回する際に依頼するとよいでしょう。点検項目は表2をご覧ください。

「適切な維持管理」とは何か?

今回の「ガイドライン」は、直接的には木造アパートの屋外階段を対象としたものです。しかし、内階段のあるアパートやRC造のマンションにも共通する重要な内容が含まれています。

最も重要なポイントは、「適切な維持管理」とは何かということです。

ただし、重要な言葉になってしまふかも

読者の皆様は、管理会社と共に建物の維持管理に取り組んでおられることと思います。そのレベルをさらに上げていくために、「建物のかかりつけ医」つまりセカンドオピニオンとして専門家(建築士など)に相談されることをおすすめします。

日常的な点検の中で気になった箇所について修繕の方法を把握しておくと、何かあった時、さらに心強いと思います。

ご興味がある方や専門家の紹介は、ぜひ管理会社に相談してみてはいかがでしょうか。

表2. 日常的に点検できる「屋外階段のポイント」

点検箇所	具体的な内容
階段の部材	<input type="checkbox"/> 傾斜や不自然な変形はないか? <input type="checkbox"/> カビ、変色、虫害はないか? <input type="checkbox"/> 歩行時のきしみ、たわみ、揺れはないか?
防水層	<input type="checkbox"/> 変色、はがれはないか?
水分の滞留 水漏れ	<input type="checkbox"/> 滞留、水漏れないか? <input type="checkbox"/> 滞留の痕跡はないか?
その他	<input type="checkbox"/> 塗装のはがれ、変色はないか? <input type="checkbox"/> ひび割れ、欠損はないか?(手すり、踏面) <input type="checkbox"/> 接合部にゆるみ、変色はないか?

表3. 専門家の点検が必要なケース

劣化の種類	劣化の内容・程度
木材の腐朽、 損傷	<input type="checkbox"/> 蟻道の発生、食害 <input type="checkbox"/> 割れ、軟化、子実体(キノコ)の発生 <input type="checkbox"/> 著しい傾斜、不自然な変形 <input type="checkbox"/> 歩行時の著しい変形、揺れ
防水層の損傷	<input type="checkbox"/> 著しいはがれ
塗装面の異常	<input type="checkbox"/> 著しいふくれ、はがれ
水分の滞留、 水漏れ	<input type="checkbox"/> 著しい水分の滞留、水漏れ

早く専門家に点検を依頼するようにしましょう。

なお、私は「3年ごと」というのは最低ラインだと考えています。木材の腐朽は水分、温度などの条件によっては数ヶ月で急速に進むこともあるからです。理想は半年ごと、難しい場合は年1回の専門家による点検を行うことをおすすめします。

「ガイドライン」では所有者や管理者が「維持保全計画」を作成し、計画に沿って維持管理を行うのが望ましいとしています。

● **「維持保全計画」に盛り込むこと**
計画書には、①日常的な点検を行う時期、②専門家による定期点検を行う時期、③①および②の点検箇所、④専門家の点検をする場合の判断基準、などを具体的に定めて明記しておくことが大切です。管理会社と相談しながら作成し、合意をはかつておくのがよいでしょう。

なお、管理会社が独自に定期点検の方針や項目などを決めている場合は、その内容を聞き、特に疑問がなければそれに沿って行なえばよいでしょう。

建築家の立場から言わせていただくと、事故を起こそうと思って建物を作る人はいません。しかし、あつてはならないことがあります。初期不良が存在する建物はゼロとは言えません。そのような場合に早期発見を可能にするのが日常の点検なのです。

● **「安全を守る」という意識で!**
事故が起きた建物は、「誰の目にも劣化が明らかで、いかにも危険」というケースはほとんどありません。静かに劣化が進行している日突然、症状があらわれます。建物は人間のように「ここが折れそうだ」「もう支えきれない」となどと言つてくれませんので、オーナー様が点検によって気づいてあげるしかないのです。

事故が起きた建物は、「誰の目にも劣化が明らかで、いかにも危険」というケースはほとんどありません。静かに劣化が進行している日突然、症状があらわれます。建物は人間のように「ここが折れそうだ」「もう支えきれない」となどと言つてくれませんので、オーナー様が点検によって気づいてあげるしかないのです。

「維持保全計画」を立てる

では、「早期発見」「早期治療」を実現するためには何を、どのように行なえばよいのでしょうか?

点検の時期と内容

「ガイドライン」では、次の2点について、
基本的な考え方を示しています。

① **設計・施工における「防腐措置」**
屋外階段の設計者、施工者は、表1に示した各項目について、有効な防腐対策などを検討することとしています。

② **使用段階の「維持管理」**
いかに設計・施工段階で適切な防腐措置が行われたとしても、その効果は経年劣化により低下していきます。

- **専門家の点検**
専門家による定期点検は、初期不良を発見するために「竣工から1年以内」、その後はおおむね「3年ごと」に行なうのが望ましいとしています。
- **日常的な点検**
日常的な点検は、「清掃などの日常業務にあわせて行なうことが望ましい」としていきます。1カ月に1回など、管理会社が巡回する際に依頼するとよいでしょう。点検項目は表2をご覧ください。

セカンドオピニオンを聞く時代!

では、「早期発見」「早期治療」を実現するためには何を、どのように行なえばよいのでしょうか?

点検の時期と内容

「ガイドライン」では、次の2点について、
基本的な考え方を示しています。

① **設計・施工における「防腐措置」**
屋外階段の設計者、施工者は、表1に示した各項目について、有効な防腐対策などを検討することとしています。

② **使用段階の「維持管理」**
いかに設計・施工段階で適切な防腐措置が行われたとしても、その効果は経年劣化により低下していきます。

- **専門家の点検**
専門家による定期点検は、初期不良を発見するために「竣工から1年以内」、その後はおおむね「3年ごと」に行なうのが望ましいとしています。
- **日常的な点検**
日常的な点検は、「清掃などの日常業務にあわせて行なうことが望ましい」としていきます。1カ月に1回など、管理会社が巡回する際に依頼するとよいでしょう。点検項目は表2をご覧ください。

「適切な維持管理」とは何か?

今回の「ガイドライン」は、直接的には木造アパートの屋外階段を対象としたものです。しかし、内階段のあるアパートやRC造のマンションにも共通する重要な内容が含まれています。

最も重要なポイントは、「適切な維持管理」とは何かということです。

ただし、重要な言葉になってしまふかも

読者の皆様は、管理会社と共に建物の維持管理に取り組んでおられることと思います。そのレベルをさらに上げていくために、「建物のかかりつけ医」つまりセカンドオピニオンとして専門家(建築士など)に相談されることをおすすめします。

日常的な点検の中で気になった箇所について修繕の方法を把握しておくと、何かあった時、さらに心強いと思います。

ご興味がある方や専門家の紹介は、ぜひ管理会社に相談してみてはいかがでしょうか。